

奈良県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和二年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
田原 亮	田原接骨院 天理市三島町一一七	令和元年十二月二十日
松本 光史	松本鍼灸整骨院 大和高田市片塩町一三一―一五	令和二年一月三十一日